



南島原市
環境キャラクター

「エコ岳くん」からのお願いです！

みんなで3Rに取り組みよう！
Reduce リデュース **Reuse** リユース **Recycle** リサイクル
ごみを減らそう 繰り返し使おう 再生利用しよう



「生ごみを減らして減量化」

家庭から出るごみはいろいろありますが、そのうちの約4割は台所から出る生ごみです。この生ごみを減らすことで全体のごみ減量化を推進することができます。専用容器などを使って、生ごみ堆肥としてリサイクルしましょう。

生ごみ処理機器購入費補助金

家庭から出る生ごみの減量化を図るため「電気式生ごみ処理機」または「処理容器（コンポスト・E M処理バケツ）」を購入し、設置する世帯に対し補助金を交付します。

○補助金額及び補助台(個)数

- ・電気式 購入額の5分の4（4万円を限度）
1世帯につき1台まで
- ・処理容器 1個につき購入額の2分の1（3千円を限度）
1世帯につき2個まで

○対象 市内の販売店から購入するもの

○受付 随時（予算の範囲内で先着順）

※電気式は5年、処理容器は3年の間に補助金の交付を受けた者が同一世帯にいないこと。

補助金額は変更になる場合があります。

詳しくは、環境課へお問い合わせください。

●電気式生ごみ処理機

電気により加熱乾燥またはかくはん等を行うことで生ごみを減量または堆肥化することができます。



●コンポスト

生ごみと一緒に土や、発酵促進剤を入れたりして、微生物の力で生ごみを分解して堆肥化することができます。



●EM処理バケツ

E M菌（有用微生物群＝複数の役に立つ微生物を組み合わせたもの）を使用して作ったボカシと生ごみを混ぜることで生ごみを発酵させ堆肥化することができます。



廃食用油をリサイクルします！

家庭で天ぷらや揚げ物などに使用した天ぷら油（廃食用油）を回収し、バイオディーゼル（BDF）燃料を精製します。

1. 回収容器設置場所

- ・各支所庁舎
- ・設置希望自治会

2. 回収時間

午前8時30分～午後5時15分

★自治会への回収容器設置を随時行っております。設置を希望される自治会は環境課へお問い合わせください。

3. 出し方

- ①天ぷらカスを取り除く。
- ②PETボトルや廃食用油が入っていた容器などに入れて持参する。
- ③中身の廃食用油だけ回収容器へ入れる（持参した容器は持ち帰り繰り返し使う）。
※廃食用油は必ず温度が常温まで下がってから取り扱ってください。
※未使用の廃食用油も回収できます。
※事業系や工業用のものは回収できません。



（回収容器）

「不法投棄」や「野焼き」は、法律で厳しく罰せられます

廃棄物の不法投棄や野焼きは、廃棄物処理法で禁止されており、違反すると厳しく罰せられます。このような行為は、絶対にしないようお願いします。

【罰則】5年以下の懲役 若しくは1千万円以下の罰金

【不法投棄や野焼きを見つけたら】環境課に連絡をお願いします。

※法人の場合は、3億円以下の罰金。

※行為者（従業員等）と責任者（経営者、法人等）の両方に罰金等が科せられる「両罰規定」が適用される場合もあります。

使用済小型家電を回収しています

小型家電には有用な金属が含まれています。市では希少資源の確保やごみの減量化促進のために、ご家庭で使われなくなった小型家電を回収しています。



回収場所

- 各支所庁舎 ○深江公民館 ○布津公民館 ○ありえコレジヨホール
- 西有家総合学習センター ○北有馬ピロティ文化センター
- 原城オアシスセンター ○口之津公民館 ○加津佐希望の里

回収品目

- 電話機
- 携帯電話、PHS端末
- パソコン（タブレット型情報通信端末を含む）
- ラジオ
- デジタルカメラ、ビデオカメラ
- 電子書籍端末
- 理容用機器（ドライヤー、ヘアアイロン、電動ひげそり等）
- 計量用又は測定用の電気機械器具（電子体重計、電子体温計、万歩計等）
- フィルムカメラ
- 電気アイロン
- 電卓
- 時計（デジタル式）
- 電子・電気楽器
- ゲーム機その他電子玩具（携帯ゲーム機、ラジコン等）
- ※小型家電製品の付属品（コード、ACアダプタ、リモコン、充電器等）も併せて回収します。

※回収ボックスの投入口に入る大きさ（縦15cm×横30cm以内）の小型家電が対象です。

ボックスに入らない大きさのものは、燃えないごみとしてこれまでどおりの排出をお願いします。（パソコンを除く）

※携帯電話やパソコンなど、個人情報を含むものは排出前に各自でデータの消去をお願いします。

※電池は必ず取り外してください。

小型充電式電池はリサイクルできます

リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池などの小型充電式電池はリサイクルできる貴重な資源であり、リサイクルマークが表示してあります。リサイクルするには販売店へお問い合わせいただくか、協力店のリサイクルボックスへ入れ、分別にご協力をお願いします。小型充電式電池の種類、特徴、使用機器、リサイクルマーク、協力店については、一般社団法人JBRCのウェブサイトをご覧ください。 <http://www.jbrc.com>

各種リサイクルマーク



Ni-Cd



Ni-MH



Li-ion



家庭でできる生活排水対策

「生活排水対策」

長崎県は、平成18年度に島原市と雲仙市、平成19年10月30日に南島原市を「有明海流域生活排水対策重点地域」に指定しました。これにより、有明海流域の他市と協調しながら生活排水対策を推進していくことになっております。具体的には、住民のみなさんの自覚と協力による発生源対策、下水道接続や合併浄化槽の普及促進を図っていきます。なお、令和2年度より合併浄化槽管理者の負担軽減と適切な維持管理を推進するため法定検査費用の助成を行っています。

「発生源対策」…… 台所、洗濯、入浴時などの家庭でできる身近な対策

「施設対策」…… ①下水道などの集合処理施設への接続推進

②合併浄化槽の設置費補助

台所での対策

- ◇流しには三角コーナーやストレーナーなどを備え調理くずや食べ残しを流さないようにしましょう。
- ◇汚れのひどい食器は拭き取ってから洗いましょう。
- ◇古くなった廃食用油を流さないようにしましょう。

洗濯では

- ◇洗剤は正しい量を使いましょう。
- ◇石けんや無りんの合成洗剤を使いましょう。



1. 燃えるごみの直接搬入について

※金属、金属混合物、有害ごみ、産業廃棄物は搬入できません。

○有家～加津佐の6地区の燃えるごみは衛生局に直接搬入できます。

（ア）衛生局（南有馬長戊1751番地1）TEL：0957-73-6645

（イ）受付時間

月～金曜日、5月5日（月）、12月29日（月）、30日（火）

8時30分から16時30分まで

※土曜日・日曜日、祝日（5月5日を除く）及び

12月31日～1月3日は休み

（ウ）手数料（消費税込み、10円未満切り捨て）

	基本料金	超過分
家庭から直接搬入する場合	50kgまで 209円	10kgごとに 42円
事業所から直接搬入する場合	100kgまで 628円	50kgごとに 315円

※手数料は、計量後窓口で徴収します。また、市指定ごみ袋を利用し、直接搬入しても手数料は徴収されます。

（エ）搬入について

- 搬入できる大きさ等は、縦・横・奥行いずれも1m以下のもの。
- 丸太・角材・枝木類は直径・厚みが10cm以下、長さ1m以下。
- ロープ・紐類は長さ2m以下。

○深江・布津地区の燃えるごみは東部リレーセンターに直接搬入できます。

（ア）東部リレーセンター（島原市前浜町丙74番地）

TEL：0957-62-0500

（イ）受付時間

月～金曜日、5月5日（月）、12月29日（月）、30日（火）

8時30分から16時まで

土曜日、12月31日（水）8時30分から12時まで

※日曜日、祝日（5月5日を除く）及び

1月1日～1月3日は休み

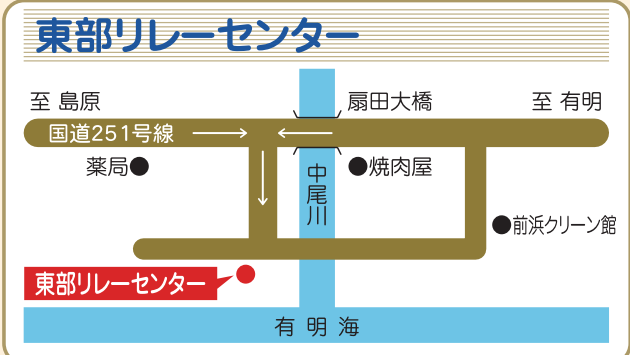
（ウ）手数料（下記金額に消費税を加算し、10円未満切り捨て）

	基本料金	超過分
家庭から直接搬入する場合	50kgまで 190円	10kgごとに 38円
事業所から直接搬入する場合	100kgまで 571円	50kgごとに 286円

※手数料は、自動料金徴収機で徴収します。また、市指定ごみ袋を利用し、直接搬入しても手数料は徴収されます。

（エ）搬入について

- 搬入できる大きさ等は、奥行60cm、幅1m、高さ2m以下のもの。
- 角材等は直径10cm以下、長さ1m以下のもの。
- ホース、ロープなど50cm以下。



2. 燃えないごみの直接搬入について

○市内の燃えないごみは島原リサイクルプラントに直接搬入できます。

（ア）島原リサイクルプラント（島原市西町丙1397番地1）

TEL：0957-64-4885

（イ）受付時間

月～金曜日8時30分から16時まで（12時から13時まで昼休み）

土曜日8時30分から11時まで

※日曜日、祝日及び8月14日～15日、12月29日～1月3日は休み

（ウ）手数料

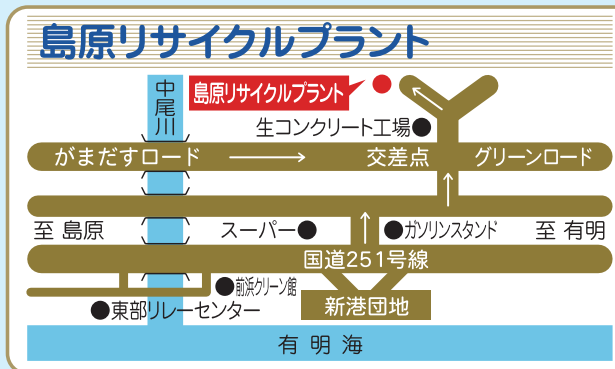
家庭から直接搬入する場合無料

事業所から直接搬入する場合10kgにつき76円20銭（税別）

※手数料は、計量後窓口で徴収します。また、市指定ごみ袋を利用し、直接搬入しても手数料は徴収されます。

（エ）搬入について

- 「家庭ごみの正しい分け方・出し方」のごみの種類ごとに分別して搬入してください。
- 家電・パソコンリサイクル対象物、産業廃棄物、医療系廃棄物自動車部品、ピアノ、その他処理困難物は搬入できません。



3. ごみステーション等の収集場所に持ち込む場合について

自治会のごみステーション等に出せるのは家庭から出たごみです。

ごみは指定ごみ袋に入れて出してください。

- 指定燃えるごみ・燃えないごみ袋の料金（ごみ処理手数料）について
指定袋（大）10枚1組 200円（1枚当たり20円）
指定袋（小）10枚1組 150円（1枚当たり15円）

事業活動に伴って出たごみ（事業系一般廃棄物）は、自治会のごみステーションには出せません。

事業系一般廃棄物の処理は、処理施設に自ら搬入するか、市の許可を受けた一般廃棄物処理業者へ委託して、適正に処理してください。市の許可を受けた一般廃棄物処理業者は市のホームページから確認できます。



～お願い～

ごみステーション等の周辺に散乱したごみは、誰かが必ず片付けています。ルールを守り、きれいな市づくりに皆さまのご協力をお願いします。



4. し尿汲み取りについて

○有家～加津佐の6地区のし尿汲み取りは衛生局に申し込みください。

（ア）衛生局（南有馬町戊1751番地1）TEL：0957-73-6645

（イ）受付時間

月～金曜日 8時30分から17時15分まで

※土曜日・日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は休み

（ウ）申し込みから汲み取りまでに4～5日かかる場合もありますので、余裕をもってお申し込みください。

（エ）当日のお申し込みには対応できないこともありますので、転出、家屋の解体等により緊急を要する場合は、前日までに衛生局へ連絡してください。

（オ）し尿汲み取り手数料は消費税込み、10円未満切り捨て

1ℓにつき7円10銭（100ℓご満たないときは710円）

注）汲み取り口付近には物を置かないでください。

手数料の納付については、各家庭に「納付通知書」を送付しますので、必ず

納付通知書をお持ちになり、記載されている納付場所で納めてください。

毎回金融機関や各支所の窓口で納めるのが面倒な場合は口座振替が便利です。

銀行・JAの各金融機関の窓口で手続きを行ってください。

「預金通帳」「金融機関お届印」が必要です。

○深江・布津地区のし尿汲み取りは、許可業者に直接申し込みください。

料金等についても直接お問合せください。

5. 浄化槽清掃について

○浄化槽清掃は、許可業者に直接申し込みください。

料金等についても直接お問合せください。

※浄化槽は清掃のほか保守点検及び浄化槽法に定められた定期検査を行う必要があります。

詳しくは（一財）長崎県浄化槽協会（TEL0957-47-7757）にお問合せください。

許可業者一覧（し尿汲み取り・浄化槽清掃）

- （有）グリーンサービス（深江町丁7492-12）
TEL：0957-72-2336
- 原川衛生社（深江町丁3665）
TEL：0957-72-2495
- （株）西松（西有家町須川108-1）
TEL：0120-828-766、0957-82-8720